

令和 8 年

西条市議会第 4 回 6 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 5 4 号 教育長の任命について	1
--------------------------------	---

議案第 5 4 号

教育長の任命について

教育長を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 3 0 日提出

西条市長 越 智 三 義

1 住所

西条市洲之内甲

2 氏名

松 井 直 樹

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 （略）

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。